

福井県水源涵養^{かん}地域指定に関する基本指針

福井県水源涵養地域保全条例（平成25年福井県条例第19号）第10条の規定に基づき水源涵養地域指定に関する基本的な指針として、次のとおり定める。

1 水源涵養地域の対象

県は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林のうち、水資源の保全のため森林を整備し、および保全する必要があると認める地域を、水源涵養地域として指定する。

2 水源涵養地域の指定

水源涵養地域の指定の考え方は、次のとおりとする。

（1）水源かん養保安林

各種用水の確保を目的に、森林法第25条の規定により指定された水源かん養保安林を、水源涵養地域に指定する。

保安林は原則地番単位で指定されていることから、当該項目による水源涵養地域指定についても同様に地番単位とする。

なお、水源涵養地域指定後の水源かん養保安林の指定・解除の状況に応じ、適宜、水源涵養地域指定の変更（追加指定・解除）を行うものとする。

（2）ダム上流の森林

山間地におけるダムの集水区域の森林を水源涵養地域に指定する。（別表参照）

なお、当該項目による水源涵養地域指定は小字単位とする。

（3）公共の用に供する生活用水源上流の森林

山間地における公共の用に供する生活用水源（上水道事業および簡易水道事業を原則とする）の集水区域森林を水源涵養地域に指定する。

なお、当該項目による水源涵養地域指定は小字単位とする。

（4）その他の重要な水源

水源涵養地域は、個々の水源の状況など地域の実情に即して指定する必要があることから、関係市町長の意見を聴いたうえで必要な地域を指定する。

なお、当該項目による水源涵養地域指定は小字単位とする。

3 その他

水源涵養地域は、「水源涵養地域指定図」で示すものとする。

附 則

この基本指針は、平成25年5月1日から施行する。

(別表：県内のダム一覧)

地 域	ダム名	利用目的
福 井 坂 井	永平寺	洪水調節、上水道
	龍ヶ鼻	洪水調節、上水道など
	武周ヶ池	発電
	滝波	洪水調節
奥 越	浄土寺川	消流雪用水、上水道
	仏原	発電
	(九頭竜)	洪水調節、発電
	(鷲)	発電
	(山原)	発電
	(石徹白)	発電
	真名川	洪水調節、利水、発電
	(笹生川)	洪水調節、利水、発電、上水道
	(雲川)	発電
	小原	発電
南 越	榊谷	洪水調節、上水道
	総ヶ谷	灌漑
	広野	洪水調節、利水、発電
	開谷	洪水調節
嶺 南	大津呂	洪水調節、上水道
計		19

(※1) 上表の()のダムの流域面積は、上記ダムの流域面積に含まれる。

(※2) 上表の地域について、福井は福井市、永平寺町を、坂井はあわら市、坂井市を、奥越は勝山市、大野市を、南越は越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町を、嶺南は敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町を示す。